



日本私立中学高等学校連合会発行  
東京都千代田区九段北四丁目二番五号  
(私学会館内) 郵便番号一〇二〇〇七三  
電話 〇三(三三六六)二八二八・一六六五  
購読料は一年で三千元(会費を含めて徴収)

www.chukoren.jp

主な内容

- 理事会・評議員会合同会議……………2面
- 4月10日現在の生徒数調査結果……………5面
- 公立中高一貫教育への意見書……………6・7面
- 日私教研だより……………8面

# 耐震補助 拡充等へ 要望 要



本連合会の第10回常任理事会

## 第10回 常任理事会 概算要求への要望 義援金等の配分方法決定

本連合会の第十回常任理事  
会が六月十四日、東京・市ヶ  
谷の私学会館で開かれ、当  
面の東日本大震災による被災  
私立中学高校への対応や、平  
成二十四年度私学関係政府予  
算概算要求への対応等を審議  
した。このうち被災校への対  
応では、初めに出席の福島県  
私立中学高等学校協会長の山  
崎勲常任理事が本連合会の見  
舞金に感謝した上で、東京電  
力の原発の放射能漏れ  
事故により福島県から  
一万人以上が県外に流  
出するなど、浜通の地  
方を中心に厳しい状況  
となっているが、負け  
ずに頑張りたいと語っ  
た。本連合会が全国の  
私立中学高校に呼びか  
けて寄せられた義援金  
は約一億八千万円に上  
り、被害の大きかった  
青森、岩手、宮城、福島

茨城、千葉の六県における私  
立中学校の物的被害額は約  
百六十八億円に上ったことな  
どが報告された。その上で常  
任理事会を一旦中断し、私学  
ボランティア基金(吉田晋理  
事長の理事会)に切り替え、福  
島事務局長が各県私学協会を  
通じ寄せられた義援金と同基  
金積立金の一部取り崩し額と  
を合わせ災害見舞金等の財源  
とすること、対象は被害の大  
きかった六県で、被災校には  
災害見舞金を、そのほか必要  
に応じて保護者を亡くした生  
徒には修学支援金を支給する  
などの各種支援措置、六県以  
外の被災校に対しては私学ボ  
ランティア基金の従来の枠組  
みで対応することを決めた。  
その後、常任理事会を再開  
し、平成二十四年度政府予算  
に対する概算要求に関して

このほか七月一日から実施  
される電力の使用制限の動  
向、生徒数の将来予測などが  
報告されたほか、公立中高一  
貫教育校での学力検査実施を  
めぐる中教審作業部会での検  
討状況が報告され、本連合会

## 電力使用制限問題等の報告も

の考えを早急にまとめ、同作  
業部会、文部科学省に提出す  
ることなどが報告された。公  
立の併設型中高一貫教育校に  
関しては近畿圏からも塾を巻  
き込んで受験競争が過熱して  
いる実情が報告された。日本  
私学教育研究所からは私学経  
営研修会が百九十九人近い参加  
者を集め終了、六月十七日の  
教育課程部会も百人の定員に  
対して申し込み数は百五十人  
を上回ったこと、研修会の今  
後の日程等が報告された。

は、平成二十三年度第三次補  
正予算編成が進んでいること  
から、両者がオーバラップ  
する可能性もあるが、本連合  
会としては、これまでの基本  
線通り、経常費補助の維持・拡  
充、耐震補助の拡充等を中心  
に予算要望を展開していく方  
針が説明され了承された。特  
に耐震補助に関しては、公立  
校については国がほとんど丸  
抱えで耐震化を進めており、  
公立の小・中学校は今後四年  
程度で耐震化が完了する見通  
しにあること、私立学校に関  
しても公立校並みに補助率を  
引き上げるよう要望していく  
方針が説明された。具体的な  
要望書については七月十二日  
の常任理事会で協議する。

評議会  
・同  
事会  
・理  
事会  
支  
援  
・対  
応

# 22年度の事業報告など承認 文科省と質疑応答

本連合会は五月十七日、東京・市ヶ谷の私学会館で第百六十四回理事会・第百三十七回評議員会合同会議を開いた。この日は、報告・審議に先立って、文部科学省高等教育局の河村潤子私学部長と森田正信私学助成課長が、東日本大震災による被災私立学校への国の支援・対応について説明、理事、評議員からの質疑等に答えた。

この日は私学部長が出席したため、宮城県私立中学高等学校連合会の松良千廣会長と福島県私立中学高等学校協会の山口力事務局長が、震災等による被災状況や厳しい窮状等を説明、被害の様々な状況に応じたきめ細かい支援を要請した。特に福島では原発問題の収束が見えず、風評被害が拡大する中で、改めて早期の収束と賠償に目途を付けると、正しい情報・知識

の伝達、外気を取り込まないエアコンの設置などが要請された。また福島県が元気なところを示すためにも今年七月に福島市で開催予定の東北地区の私学教員研修会は予定通り開催することを予告した。

河村部長には出席の私学関係者から矢継ぎ早に質問が出されたが、河村部長は補正予算で十分な額を確保している

ので(補助金の対象となるかどうか)疑義のあるものは全部(補助金の申請を)出してほしい、融資についても弾力的に扱う、私学事業団にも再度話してみることに、また原発賠償の交付には時間がかかるため、補助金や融資も考えていきたいと語った。

そのほか出席の私学関係者からは、夏の電力使用制限への意見や耐震化補助の補助率引き上げを求める意見などが出された。

その後、報告・審議に入り、三月の合同会議が東日本大震災の影響のため開催できず、書面審議で平成二十三年度事業計画や予算案が承認されたこと、引き続いて役員の異動



補正予算等に対する質問が多数出された

や、連合会の平成二十三年度の会務分掌等が報告された。また監事の選任も行われた。これは助川監事の退任に伴う後任の選任で、合同会議を二時中断して選働委員会が開かれ、その結果、山本与志春・青山学院中等部長が監事候補者に選出され、会議再開後、評議員会で承認された。

この後、平成二十二年度の事業報告、同決算報告が行われ、事業報告に関しては堀井

基章副会長が、昨年の私学振興全国大会には約二千二百人の私学関係者や保護者らが参加したこと、高校就学支援金が昨年の四月から交付されたが、手続きや内容をめぐって大変混乱したことなどを報告した。決算報告については廣瀬和喜会計部会長と福島事務局長が説明、適正に処理されているとの松村監事の監査報告の後、原案通り承認された。

その後は東日本大震災義援金を(私学ボランティア基金)の納入状況なども報告され、五月十六日現在で約一億七千百万円に上ることなどが報告された。また四月十日現在の私立中学校と高校の生徒数調査結果の概要が福島事務局から報告された。さらに日本私学教育研究所からはホームページをリニューアルしたことで、そのホームページについては今後発展させていく考えを明らかにした。

## 平成23年度会務分掌

平成23年5月17日

部会名	委員会名	委員会委員
私学振興部会 部会長 近藤彰郎 副部会長 新田光之助	私学助成委員会 委員長 近藤彰郎	松良千廣 長谷川了 嘉悦克 山中幸平 山中部直樹
	教育制度委員会 委員長 實吉幹夫	小川義男 西村清 平方邦行 石田正城 大多和聡宏 中川武夫
調査研究部会 部会長 實吉幹夫 副部会長 山中幸平	生徒収容委員会 委員長 長塚篤夫	千葉満 大羽克弘 山本綱義 坪光正躬 添田昌邦
	義務教育委員会 委員長 清水哲雄	森本正夫 山崎 勲 平方邦行 岩坂正雄 新田光之助
	調査委員会 委員長 森本純生	川村和豊 小茂田恵三 高地弘泰
総務広報部会 部会長 堀井基章 副部会長 大羽克弘	総務広報委員会 委員長 堀井基章	森 靖喜 木内秀樹 上田祐規 村崎正人
会計部会 部会長 廣瀬和喜	会計委員会 委員長 廣瀬和喜	渋谷一郎 熊見一郎 正村幸雄
特別部会 部会長 吉田 晋 副部会長 森本純生	中高連・日私教研 連携委員会 委員長 近藤彰郎	實吉幹夫 山中幸平 中川武夫

# 23年度の第一次補正予算が成立

## 私立学校復旧事業等を開始

政府は四月二十二日の閣議で平成二十三年度第一次補正予算案を決定し、国会に提出。五月二日に国会で同予算が成立、復旧事業が動きだした。

文部科学省関連予算のうち私立学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）関係施策をみると、学校施設の災害復旧費補助は二百八十八億円、激甚災害法に基づくもので、被災した校舎等の復旧に関しては二分の一以内で補助されることになる。また私立学校教育研究活動復旧費補助として八十四億円が盛り込まれた。これは私立高等学校等経常費助成において教育研究活動の復旧費の一部を補助するもの。さらに日本私立学校振興・共済事業団の無利子・長期低利貸付事業実施のための逆さや補填のための予算として二百二十六億円（大学等を含め

て）が措置された。これは私立学校への災害復旧費補助を補うものであり、災害復旧分は五年間無利子、六・七年目が一・〇%の貸付利率、八年目以降は一・二%の貸付利率、経営資金分は、五年間無利子、六・七年目が〇・四%

の貸付利率。初等中等教育に関しては「被災児童生徒就学支援等臨時特別交付金（仮称）を創設する。予算額は百十三億円。都道府県に基金（私学限定ではない）を設け、震災により就園・就学等が困難になった幼児児童生徒に対して、奨学金事業、私立高校等授業料等減免事業、学用品等給付事業、特別支援教育就学奨励事業、幼稚園就園奨励事業等を行う。このほかメンタルヘルスケア対応として、スクールカウンセラーの緊急派遣事業を実施する。派遣人数は国公私立学校を合わせて一千三百人。予算額は三十億円。今後、政府では原子力賠償関係などを盛り込んだ第二次補正予算案を、その後は本格的な復興事業の第三次補正予算を編成する予定。本格的復興予算は菅総理の進退問題と絡んで不透明な状況。

## 本連合会が学校ける線量低減で要望

東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所での放射能漏れ事故以降、特に福島県は風評被害を含め非常に厳しい状況となっているが、本連合会は五月三十一日、高木義明・文部科学大臣にあてて要望書を提出した。

二点。一つは福島県内の全学校への線量計設置については、適時適切な線量把握に必要十分な台数の確保、ならびに近隣県に対しても同様の対応を要望。もう一点は、校庭の土壌の線量低減策への国の財政支援では、私立学校に關しても全面的に国によって措置されること、現状の災害復旧の枠組みで追加措置が難しい場合は、アスベスト対応時の前例等を踏まえて、別の特別措置を講じてでも国による全面的な支援措置を強く要望した。こうした本連合会の要望に対して同省は、私立学校の校庭等の放射線低減事業については国がほぼ一〇〇%財政支援していく考えを明らかにしており、実施に移される見通し。

## 電気使用量15%削減 7月1日から実施へ

東北電力管内9月9日まで  
東京電力管内9月22日まで

電気事業法に基づく電気の使用制限は七月一日から実施されるが、私立学校の多くの学校でも使用制限の対象となる。契約電力五〇〇キロワット以上の学校が該当するもので、東京電力管内では九月十二日（東北電力管内では九月九日）までの平日朝九時～夜八時までが対象期間・時間帯。土日、祝日、夜間は使用制限の対象外。昨年同期間・同時時間帯における使用最大電力値（一時間単位、瞬間的最大値ではない）の八五%が使値ではない）の八五%が使用できる上限値となる。対象者は電気事業者との契約単位（事業所単位）で判断される。各家庭も同様に一五%の節電が求められている。文部科学省では各学校における節電対策に関して五月十九日付で事務連絡を都道府県私立学校担当主管課に送付しており、その中には電力需要の平準化を図るため、土曜日や日曜日（授業を振り替えることも考えられるなど）としているが、節電を意識するあまり学校の施設設備が指導上・管理上不適切なものにならないよう留意を促している。

# 物的被害を受けた私立学校 1425校

## 東日本大震災の被害状況

「東日本大震災」は私立学校も大きな被害を残した。

文部科学省が五月二十四日現在でまとめたところによると、大震災による私立学校の園児・児童・生徒、教職員の死者数は百二十三人、負傷者数は百二十七人、行方不明者数は二十三人に上り、何らかの物的被害を受けた私立学校は十九都道府県で大学等を含め千四百二十五校にも及んだ。

そのなかでも宮城県では津波等で命を落とした私立学校の生徒や園児等が九十四人に及び、福島県の十人、岩手県の十七人を大きく上回った。

特に沿岸部にも点在する私立幼稚園が大きな被害を受ける結果となった。

私立中学や高校は比較的高台に位置しているため、宮城県内でも津波による甚大な被害を免れることができた。

それでも激しい地震の揺れ、その後の度重なる余震で校舎が大きく損壊、使用不能

### 東日本大震災による私立学校の被害状況

#### 1. 被害等の全体状況

※平成23年5月24日19時現在で文科省に報告があったもの

#### ① 人的被害 (単位：人)

都道府県	死亡		負傷		行方不明	
	上段:学生等 下段:教職員	(上段:学生等) (下段:教職員)	上段:学生等 下段:教職員	(上段:学生等) (下段:教職員)	上段:学生等 下段:教職員	(上段:学生等) (下段:教職員)
岩手県	17 (幼9、短1、 大5、専1) (幼1)	18 (大13) (大5)	6 (幼2、高1、 大1、専1) (幼1)	17 (幼1、高1、 大1、専1) (幼1)	16 (幼1、高1、 大1、専1) (幼1)	1 (高1)
宮城県	94 (幼1、高1、 大2、大1) (幼1)	14 (大1、専6) (幼1、大2、 専4)	16 (幼1、高1、 大1、専1) (幼1)	16 (幼1、高1、 大1、専1) (幼1)	16 (幼1、高1、 大1、専1) (幼1)	0
福島県	10 (幼4、高1、 大5)	11 (高2、大6) (幼2、高1)	0	0	0	0
栃木県	0	4 (大3) (大1)	0	0	0	0
群馬県	0	4 (大4)	0	0	0	0
埼玉県	0	2 (高2)	0	0	0	0
千葉県	0	3 (大3)	0	0	0	0
東京都	2 (専2)	68 (大35、 専14) (高1、大7、 専11)	0	0	0	0
神奈川県	0	3 (大3)	0	0	0	0
計	123 (幼70、高6、 短3、大36、 専2) (幼3、大1、 専2)	127 (高4、大65、 専20) (幼3、高2、 大18、専15)	23 (幼6、中等 1、高2、大6、 専1)	23 (幼6、中等 1、高2、大6、 専1)	23 (幼6、中等 1、高2、大6、 専1)	0

※一部の大学や専修・各種学校、宮城県、福島県の幼稚園等について、引き続き安否確認中

#### ② 物的被害 (単位：校)

都道府県	幼稚園	小学校	中学校	高校	中等教育学校
北海道	2				
青森県	9			3	
岩手県	38	1	1	10	
宮城県	107	4	7	18	1
秋田県					
福島県	81	2	7	18	
茨城県	125	1	7	23	2
栃木県	23			4	
群馬県	17		1	6	
埼玉県	36	2	8	16	
千葉県	83	1		22	
東京都	22	4	9	13	
神奈川県	24	2	7	10	
新潟県	3		1	1	
富山県					
山梨県	3				
長野県					
静岡県	10				2
和歌山県					
計	583	17	48	146	3

下した、また関東地方でも液状化現象により校舎の大規模な補修等が必要となったなどの被害が発生した。そうした一方で、学校施設は三校が避難所となった。

また福島県では、東京電力の福島第一原子力発電所での放射能漏れ事故が私立学校にも大きな影を落としている。原発から二十キロ〜三十キロ圏内に私立高校が1校ある

## 私立中学校 物的被害額は約168億円に

が、休校状態を余儀なくされ、また広く県内の学校では放射線量を低減させるため、校庭の表土を削ったり、校庭で生徒が活動する時間を制限したり、毎日、放射線量を測る作業などに追われている。また風評被害も深刻で、来年度の生徒募集への影響を懸念する私学関係者は少なくない。

が私学ボランティア基金を活用して始めた義援金募集は、六月十三日現在、一億八千三百五十九万二千九百九十九円に達した。義援金は全国七百二十二の私立中学高校、日私学保連など十六の団体等から寄せられたもの。本連合会では被災校における被害状況を勘案した上で、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の六県を被災県として、各私学協会を通じて災害見舞金、さらには被災生徒対象の「修学支援金」等各種見舞金を贈ることになっている。

本連合会がこれまでに調査したところでは、被災六県の私立中学高校の物的被害額は百二十四校で約百六十八億円に上る。今後時間の経過ととも

# 春の叙勲 私立中高校関係で7人受章

政府は六月十五日付で平成二十三年春の褒章を、十八日付で叙勲を発表した。発令は氏。

【勲章】  
（旭日中綬章）  
▽松田英毅・作陽学園理事

長  
（旭日小綬章）  
▽山田紀彦・月江寺学園理事長  
（瑞宝中綬章）  
▽大橋秀雄・元工学院大学

理事長  
（瑞宝小綬章）  
▽加藤紀一・元鶴沼女子高等学校校長  
▽千田浩文・元専修大学北上高等学校校長

【褒章】  
（藍綬褒章）  
▽小川道雄・薫英学園理事  
長▽塩澤一彦・正則学園理事  
長

# 調査 高校一年生 七千人の減少 減少は小幅にとどまる

本連合会は五月十七日、今年四月十日現在で調査した私立中学校と高校の新生年学生数、総生徒数の調査集計結果をまとめた。

この調査は私学関係予算案の基礎資料等に活用するため毎年実施しているもの。

人で、前年度比七千三十七人（二・〇％）の減少にとどまったことが分かった。前年度と比べ一年生数が減少したのは三十八都道府県。

ほぼ全員が高校等を受験する中学校卒業者は今春、前年度比約五万人減少することが分かっていいため、高校教育の約三割を占める私立高校で

は二万五千人程度の減少の予測もあったが、結果はその半分程度にとどまった。これが就学支援金によるものなのかは不明。その中において大阪府では新生年数が前年度に比べ二千五百二人増加した。

平成二十三年度の総生徒数は百万二千五百十五人で、前年度比七百十六人（〇・一％）増加した。学校数は八校

特に今春の高校入学者数は、昨年四月に始まった公立高校無償化・私立高校への就学支援金支給が入学者数の増減にどう影響するか注目を集めていたが、調査結果では、全国の私立高校（全日制・定時制）と中等教育学校（後期課程）の新生年数は、合わせて三十四万四千七百八十二

平成23年4月10日現在都道府県別  
私立高等学校生徒数と前年度との比較

◇高等学校（全日制・定時制）中等教育学校（後期課程）（人）

	生徒数			
	23年度 〔4月10日現在調査〕		23年度 対前年度増減数	
	1学年	総生徒数	1学年	総生徒数
北海道	10,027	29,243	▲346	▲631
青森	3,216	9,340	▲176	▲71
岩手	2,278	6,767	▲188	▲161
宮城	5,611	16,273	▲281	▲76
秋田	909	2,766	▲210	▲134
山形	3,118	9,294	▲340	▲215
福島	3,576	10,329	▲45	▲100
新潟	4,157	11,665	124	190
茨城	6,444	19,666	▲366	▲441
栃木	5,645	16,466	▲291	0
群馬	4,156	12,023	▲41	▲56
埼玉	17,404	52,026	▲858	153
千葉	15,646	46,098	▲490	84
神奈川	23,595	68,765	▲452	1,062
東京	58,867	175,612	▲2,416	▲584
富山	2,126	5,972	▲52	58
石川	2,558	7,343	▲44	114
福井	2,004	5,670	63	23
山梨	2,214	6,182	43	153
長野	3,383	9,785	▲84	▲112
岐阜	3,814	11,063	28	▲103
静岡	10,753	31,700	▲503	72
愛知	20,141	58,871	▲244	▲224
三重	3,552	10,498	▲27	▲77
滋賀	2,527	7,339	▲38	255
京都	9,420	27,663	▲380	▲302
大阪	31,803	85,648	2,502	2,405
兵庫	12,450	35,972	▲153	▲178
奈良	3,389	10,484	▲325	▲287
和歌山	1,586	4,682	7	▲96
鳥取	1,090	3,217	▲153	▲65
島根	1,390	4,027	▲89	67
岡山	5,608	15,836	27	171
広島	7,723	22,342	▲6	▲21
山口	3,413	9,846	▲211	▲49
徳島	266	864	▲48	▲53
香川	2,100	5,887	▲18	▲5
愛媛	2,938	8,345	▲134	14
高知	1,886	5,569	▲45	1
福岡	18,079	51,476	▲66	111
佐賀	2,088	5,782	▲9	▲14
長崎	4,240	12,494	▲234	▲317
熊本	5,577	15,923	▲86	222
大分	2,873	8,062	21	197
宮崎	3,386	9,758	▲120	▲203
鹿児島	4,840	14,187	▲302	▲68
沖縄	916	2,695	19	7
計	344,782	1,001,515	▲7,037 対前年度2.0%減 減少県38	716 対前年度0.1%増 減少県27

中教審・「意見等の整理案」を討議  
作業部会

# 公立中高 一貫校の 学力検査 実施が 是非 が焦点に

中央教育審議会初等中等教育分科会「学校段階間の連携・接続等に関する作業部会」（小川正人主席）は、五月三十日、文部科学省内で第五回会合を開いた。この日はこれまでの審議内容を基に小川主席と同省が作成した「中高一貫教育制度に関する意見等の整理案」が示され、検討さ

れたが、公立中高一貫教育校での学力検査の実施解禁が焦点となった。私立学校の中高一貫教育の高い教育効果に着目した文部科学省は平成十一年に中高一貫教育を制度化、要件を満たした学校について教育課程上の特例措置を付与するなどしてその設置を奨励してきた。ただし受験競争を疑問視する意見も出され

たが、公立中高一貫校への学力検査解禁を打ち出す可能性は少なくない。同作業部会の中央教育審議会の教員の資質能力向上特別部会（田村哲夫部会長）は、六月十五日、都内の会館で第十回会合を開き、同部会が今年一月にまとめた「審議経過報告」について法改正に向け具体的・専門的な調査審議を行う「基本制度ワーキンググループ」を新設することを決

次回・第六回会合は六月二十一日に開かれるが、中高一貫教育の検討作業がそれで終了する見通し。その後、「意見等の整理」は中教審の初等中等教育分科会に報告される。

田村部会長がそのメンバーを指名した。WGのメンバーは、座長の横須賀薫・十文

大学教養学部教授が適宜参加する。WGでは平成二十三年度内に改革の「たたき台」をまとめる予定。

同部会では私立学校の教員の在り方の検討が行われている

## 法改正に向け専門審議

## 基本制度WG設置

字園女子大学長を含め八人、そのほか田村部会長、副部会長の安西祐一郎・慶應義塾学事顧問と小川正人・放送

ことを指摘する意見があり、どうするかは今後検討していく、との考えが示された。

### 本連合会が公立中高一貫教育校の「学力検査」で意見書

### 「適性検査」は禁止「学力検査」

## 国会の付帯決議の趣旨が反故に

本連合会は六月二十日、中教審「学校段階間の連携・接続等に関する作業部会」に公立中高一貫教育校の入学選抜における「学力検査」の取り扱いで意見書を提出した。

1 公立中高一貫教育校 基本とする公立義務教育機関であることから、国会の上記の法案審議においても「受験準備に偏したいわゆる「受験エリート校」化など、偏差値による学校間格差を助長することのないよう十分配慮すること」「入学者の選抜に当

たつて学力試験は行わないこととし、学校の個性や特色に応じて多様で柔軟な方法を適切に組み合わせるよう受験選抜方法を検討し、受験競争の低年齢化を招くことのないよう十分配慮すること」等の趣旨の付帯決議が衆参両院の委員

### 会で行われています。

### 2 これを受けて、文科省

では、平成十年六月二十六日付で「中高一貫教育制度導入に係る学校教育法等の一部改正について」を所管局長名で発し、学校設置者となる各地方公共団体に対して、国会の付帯決議の内容に十分留意し、中高一貫教育制度がその趣旨に沿って導入されるよう配慮することを求め、併せて、この決議の趣旨の徹底を図るため、文科省合である学校教育法施行規則第一〇条

第二項（同一一七条で併設型中学校に準用）に「公立中等学校および併設型中学校では、入学選抜に当たっては、入学選抜に当たっては、学力検査を行わないものとする」と定めました。

以上の経緯を踏まえて、省令の文意を常識の範囲で読めば、現行の法令上、公立の中等教育学校および併設型中等学校では、入学選抜に当たって「学力検査」は実施できないことになっています。

3 公立の中高一貫教育校では、平成二十二年度には全国で百七十六校となり、そのうち中等教育学校および併設型

中高一貫教育校は計九十六校を数えています。

制度発足以来十二年を経た現在、全国の三十四の都府県の公立中高一貫教育校（中等教育学校および併設型中学校）では、入学選抜に当たって「適性検査」という共通の名称の検査が行われています。「適性検査」は実施者それぞれの方に基づいて行われていますが、例えば適性検査は適性検査であって学力検査ではないとしたり、適性検査の出題は教科横断的に行われており、教科ごとの学力を

(6面からの続き)

判定するために行われる学力検査とは違つとの考え方の下に実施されたりしています。

しかし、説明はどうあれ、適性検査が学力判定の有力手段として機能しているのは紛れもない事実であり、多くの都府県では、申し合わせたように「適性検査」という同じ名称の選抜手段を導入していますが、これは、見方を変えれば、「学力検査」が法令上禁止されていることの共通認識の真返しであり、さらには「適性検査」自体が不適正な検査であることの証左といえなくもありません。

所管行政や公立学校関係者側が如何に弁明しようとも、受験者側や社会一般では、適性検査を学力検査であると認識しており、そのための対策を指導する進学塾が都市部を中心に数多く存在し、公立中高一貫教育校に入学した子どもたちの大半はそこで受験のための技術を学んでいるのが現状です。

4 仄聞するところによれば、去る五月三十日に開催された中教審の作業部会の席上、文科省の担当責任者は、適性検査が学力検査であるこ

とを認めた上で、今後の公立中高一貫教育校の入学者選抜のあり方を議論して欲しい旨の説明を行ったということですが、このことが事実だとすれば、現に広く行われている適性検査の実施が学校教育法施行規則第一〇条第二項に違反する違法な行政行為ということになり、国会の付帯決議の趣旨を反故にすることにもなりません。

このような状況の下で、文科省として先ず行うべきは、現在の事態の違法性を認めて開き直るのではなく、多くの都府県で行われているこれらの違法行為を即刻取り止めることではないでしょうか。

か。実際、平成十七年一月十九日に私立学校の代表者が行った「公立中高一貫校のあり方に関する質問」に対して、文科省の担当責任者は「公立中高一貫教育校の中で、学力検査を実施し、受験競争の低年齢化を招いたり、受験エリート校化している実態がある」とすれば、このような学校については、今後何らかの対応や見直しが必要となることもありうる」と回答しており、この見解に立ち、適性検査が学力検査と認めるのだとすれば、大半の公立中高一貫教育校には何らかの対応が必要となるはずですが、この見解もまた、この五年間で変わってしまったということでしょうか。さらには、文科省は、上記の衆参両院での付帯決議や自ら発した文科省所管局長名による通知の趣旨を行政は具体的にどのようにこれまで反映させて来たのか、また、平成二十一年三月三十一日に閣議決定された「規制改革推進のための三か年計画」中の「公立の中高一貫教育に関する問題点の是正」に示された厳しい指摘事項に対してはどのような検討がなされ対応が行われたのか、あるいは、なされなかったのかについても明らかにする必要があると思います。これらの中で、唯一明らかかなことは、「公立中高一貫教育の実態調査」が実施されたことであり、その結果を踏まえての作業部会での検討と学力検査実施の是非論である」とすれば、手続きも議論も中抜きで、いきなり最終テーマの検討に入ったという不自然さと唐突感はありません。

5 公立中高一貫教育校の入学者選抜において学力検査を導入するかどうかは、この制

度の根幹に係る事柄であるとともに、中等教育のあり方にも繋がる重要問題であり、作業部会の「作業」には到底馴染まないテーマだと考えます。

この件は、この制度を決定し、敢えて付帯決議まで行った国会に議論を委ね、制度発足十二年を経た現時点での公立中高一貫教育校のあり方、入学者選抜のあり方を改めて検討する中で、学力検査の導入の是非についても方向性を示していただき、その方向性を踏まえて、中教審や行政が

を及ぼす恐れがあると考えれば、なおのこと、正当な手続きによつて事を進めるのが順序ではないでしょうか。いずれにしても、このような重要な事項の検討に関し、何の根拠も権限もない中教審の作業部会を基礎とする考え方をまとめ、これを今後の議論のたたき台に供することは認められませんが、

6 時代は大きく変わっていますが、公立中高一貫教育校は、依然として公立義務教育機関であり、広く「国民の教育を受ける権利」の実現に資することを最大の目的としていることには何ら変わりなく、それ故、学校運営費の全てが税金で賄われている以上、学校運営においても、入学者選抜の方法においても、一部の学校関係者の願望や学齢期の保護者の期待などの恣意的な世論でなく、大方の納税者すなわち世の中の大勢の理解が得られなければならない。公立中高一貫教育校も税金によつて運営されている学校であればこそ、一部の国民だけに恩恵を与え優遇するような制度は極力排除しなければならぬことは当然であり、少なくとも学校選択の機会には実質的に平等に与えられていなければならない。しかし、学校選択の入り口において、学力検査という新たな負担を課して子どもたちの入り口規制を行えば、公立中高一貫教育校に学ぶ子どもたちと一般の公立中学校に学ぶ子どもたちとの間で、学習環境の面でも、また、優越感や劣等感などの意識や意欲の面でも深刻な格差を生じ、それを後々まで引き起こすことになり、その意味で、公立中高一貫教育校の入学者選抜にお

いて「学力検査を行わない」としたことは、制度創設の趣旨を象徴的に示したものと考えます。もちろん、公立の中高一貫教育であれば、公立学校という立場を十分に踏まえてそれぞれの学校は設置されなくてはならず、学校の成り立ちや費用負担の面で全く異なる私立中高の学校運営やカリキュラムだけを安易に模倣し追随するようなことがあるとすれば、それは自らの存在意義や担うべき役割を否定するだけでなく、多くの納税者や国民の理解は得られないと認識すべきです。

この件については、制度発足時に現在の方向性や考え方を定め、しかも、納税者の意思が先ずは尊重されるべき世論だとすれば、現在の制度の実態の検証や見直しの必要性の有無については、これは正に国会において審議されるべき事項だと考えます。それにも拘らず、現在進行しつつあるような方法で、このような社会の重要なしくみが意図的かつ済し崩し的に変更されてしまうと危ういといわざるを得ません。

以上

# 新法人移行や50周年事業 など

## 理事会・評議員会 合同開催

財団法人日本私学教育研究所(吉田晋理理事長、中川武夫所長)は五月十七日、東京・市ヶ谷の私学会館で第百七回理事会・第九十七回評議員会合同会議を開催した。同会議では、①平成二十二年度事業報告案、②平成二十二年度会計決算報告案、③平成二十二年度会計監査報告、④寄附行為細則の改正案、⑤新法人への移行、⑥創立五十周年記念事業の六議案が審議され、いずれも承認された。このうち寄附行為細則の改正は、理事、監事、評議員の選出基準等細則条文の一部変更など本則改正に伴う見直し。また公益法人改革に合わせた新法人への移行に関しては、公益財団法人への移行を視野に入れ

入ることが承認された。五十周年記念事業と新法人への移行に関する具体的対応については吉田理事長に一任することとした。このほか五月十日、同研究所のホームページをリニューアルし、研修・研究事業を柱に積極的に情報発信を進めていくこと、ホームページには連日五千件を超えるページアクセスがあることなどが報告された。また夏季休業中に開かれる教員免許状更新講習や、六月以降に実施を予定している各種研修の日程などが報告された。

教研所長が中教審の審議状況等と研究所改革を報告の後、意見交換会では、研究所専門委員・役員が世話役となり、学校改革、生徒募集、教員育成、学校間接続、新教育課程等のテーマ毎にグループで各学校が抱える課題を報告、討議・意見交換し、前日の教育懇談会から同メンバーで懇親交流を深め、参加者が情報を共有する好機となった。

## 私学経営研修会に187人が参加

六月二日・三日の両日、神戸市のANAクラウンプラザホテル神戸で開催した私学経営研修会は、全国の私立中学校の理事長、校長等百八十七名が参加、「混乱の時代に期待される教育と私立学校」を研究のねらいに、私学教育に求められる「教育力」(経営力)「教員力」を多角的な視点から探った。開会式では、十六年前の大震災からの復興に尽力し「私学は兵庫の宝」と公言する井戸敏三・兵庫県知事、中村三郎・神戸市副市長がメッセージを送った。基調講演では、内田樹・神戸女学院大学名誉教授が登場、「公共性の教育」教育の受益者は誰か」と題して、学校教育は時々の政権・地方行政の長等の理念に左右されるべきでない」と主張、私学は市場ニーズに迎合せず、自らが行いたい教育を追求し、あえて選ばれないリスクを引き受ける進路を提言、学校教育のフロントラインを支える私学人を激励した。中央と開催地の情勢報告では、中高連から吉田晋会長による震災対応・教員育成等最近の私学を取り

巻く諸情勢の講演、實吉幹夫教育制度委員長による就学支援金制度改革等の報告後、清澤貞二・兵庫県企画県民部管理局教育課長が県私学振興策を語った。パネル・ディスカッションでは、鈴木康之・水

戸女子高校理事長・校長、熊見一郎・神戸星城高校理事長・校長、植村武雄・小泉製菓株式会社取締役社長が前記の三論点から報告、これを受けてコーディネーターの野原明・文化学園大学杉並中学校高次元名譽校長がパネリストから提言を引き出した。

二日目は、中川武夫・私

午後には市内の共学校(神戸星城高校)、男子校(灘中学校高校、女子校(神戸海星女子学院中学校)を視察した。来年度の同研修会は茨城県・水戸市で平成二十四年六月七日・八日に開催の予定。

## 教育課程部会 参加校間で情報交換も

教育課程部会が六月十七日、大阪・チサンホテル新大阪で開かれ、参加した約百六十名が目前に迫った高等学校新学習指導要領の全面実施に向け、各校でどのような教育課程編成をするか、講演、情報交換などを通じて研究した。

この中で、大学入試センターの柴田洋三郎・試験・研究統括官は平成二十四年度の大入試センター試験の実施方法の変更内容や同二十七年法の数学と理科の出題科目、出題範囲と出題科目の選択方法などについて解説した。

参加者同士による情報交換では、各校の教育課程編成の具体的な事例を参考に、大学入試センター試験の出題科目を視野に入れた編成、中高一貫教育における教育課程の基準の特例の導入等について討議を行った。

### 日私教研だより